

令和8年度

きよしょう

清小のしおり



〒204-0003 東京都清瀬市中里 5-7-4-1

TEL 042-493-4311

はじめに

清瀬市立清瀬小学校

入学の日まで、あと2ヵ月ほどにせまりました。

入学までにどのような準備をしたらよいかお分かりいただくために、保護者会を開きました。この保護者会を入学の心の準備にお役立ていただければと思っていますので、不安なことや不明な点がありましたら、遠慮なくご質問ください。また、学校ホームページを毎日更新していますので、興味のある方は閲覧の程、お願いいたします。

4月9日の入学式には、晴れやかな気持ちで臨まれますことを願っています。

入 学 式

＜日 時＞ 令和8年4月9日（木）

受 付 午後1時30分～1時50分まで 東昇降口

開 式 午後2時00分

＜場 所＞ 清瀬小学校 体育館

＜式 次 第＞ 教育委員会告辞 学校長の話 担任紹介 歓迎の言葉 校歌 等

＜記念撮影＞ 体育館

＜持 ち 物＞ **保護者** ①入学通知書 ②上履き・外履きを入れる袋 ③手さげ袋

④名前ペン ⑤保健資料 ⑥児童カード

⑦給食喫食申込書 ⑧心臓検診調査票

※雨天の場合は、傘を入れる袋

児 童 ①上履き・上履き入れ ②ランドセル ③ハンカチ ④ちり紙

【入学式開式までの順序】

- ① プレクラスの組分け表を見て、組を確かめる。（組分けは、学校に一任させていただきます。）
- ② 受付で入学通知書・保健資料・児童カード・給食喫食申込書・心臓検診調査票を提出する。
- ③ 受付で名札を受け取り、保護者がお子様の左胸に名札を付ける。
- ④ 児童も保護者もトイレを済ませ、体育館へいく。

*当日は、受付時間に遅れないようにお願いします。

*受付後は、校舎内1階のトイレが使用できます。

*お子様を児童席に座らせてから、お好きな保護者席にお座りください。

*欠席の場合は、午後1時までに必ず学校へ連絡してください。

清瀬小学校 TEL 042-493-4311

1. 校長あいさつ

【本校の教育目標】

○元気な子 ○考える子 ○協力する子 ○仲良くする子

清瀬小学校では、子供たち一人一人が教育目標を具現化できるように、6年間の小学校生活を通して志をもつ子供を育成します。

- ・誰にでも優しく接することができる人になりたい
- ・困っている人を助けられるような人になりたい
- ・どんなときでも自分の考えをもてる人になりたい
- ・責任ある行動がとれるようになりたい

子供たちは、夢や希望として将来就きたい職業をイメージすることがあります。確かに大切なことですが、本校では、「どんな人になりたいか」・「そのためにどんな努力をしていくか」を考え、実践していく力を育てたいと考えています。このことを「志をもつ子供の育成」として位置付けています。

【清瀬小学校のきまり】

- 1 登下校のときは、帽子をかぶる。
- 2 登下校は決められた通学路を守る。また、登下校時は、校庭を横切らず体育館のわきを通る。
- 3 登校時刻を守る。(8：10～8：20)
- 4 学校へ来たら、忘れ物を取りに帰らない。
- 5 学習に必要なものは持ってこない。
- 6 休み時間は、ボールをけらない。校庭以外で遊ばない。
- 7 放課後残るときは、担当の先生に許可を得る。
- 8 忘れ物を取りにくる場合には、夕焼けチャイムの前までとする。それ以降は、危ないので一人で来ない。学校に連絡の上、家の人と来る。

※学校に自転車で来た場合は、校門を入ったら、自転車は手で押す。

2. プレクラスの実施

子供たち一人一人の特性や発達段階などについて理解を深める期間（プレクラス期間）を設け、その後本クラス編成を行うことで、安定した学年・学級経営や学年全体でのきめ細やかな指導につなげます。

実施方法

- ① プレクラスの名称は、あか組・あお組・きいろ組・みどり組です。本クラスの名称は、1組・2組・3組・4組となります。
- ② プレクラス実施期間は、令和8年5月1日（木）までとし、7日（木）に全体指導と本クラス移動準備、8日（金）から本クラス開始となります。
- ③ プレクラス実施期間には、1年生担任が学級を入れ替わり指導する「交換授業」を実施します。（1日当たりの交換授業の時間数等は入学後にお知らせします。）
- ④ 入学式はプレクラス（あか組・あお組・きいろ組・みどり組）で行います。またクラス集合写真もプレクラスで撮影します。（本クラスでの写真撮影は、行事の際に撮影します。）
- ⑤ プレクラス期間には、担任以外に補助職員を各クラスに配置します。
- ⑥ 本クラスの編成は、5月7日（金）にお知らせします。
- ⑦ 5月11日（月）に保護者会、16日（金）に学校公開を予定しています。
- ⑧ 食物アレルギー対応保護者面談（対象家庭のみ）は、管理職・担任複数名・養護教諭・栄養士等で行います。

プレクラス運用期間

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7 始業式	8	9 入学式 A	10 A	11
12	13 A	14 A	15 A	16 A	17 交換授業 B	18
19	20 交換授業 B	21 交換授業 B	22 交換授業 C	23 交換授業 C	24 交換授業 C	25
26	27 交換授業 D	28 交換授業 D	29	30 交換授業 D	1 A	2
3	4	5	6	7 準備 本クラス編成通知 A	8 本クラス始 正式担任始	9
10	11 保護者会	12	13	14	15	16 学校公開

* A～Dは担任のシフト

3. 清瀬小学校の一年

清瀬小学校では1年間にさまざまな学習や行事があります。主に1年生が参加する学習や行事です。

【4月】1年生を迎える会 交通安全教室

【5月】引き渡し訓練 体カテスト

【6・7月】水泳学習

【7・8月】夏休み

【9月】初めての「あゆみ」をもらう

【10月】運動会

【11月】遠足

【12月】冬休み

【1月】校内書き初め展 展覧会

【2月】

【3月】6年生を送る会

※水泳学習は、清瀬駅前のスポーツクラブで行われています。

【参観・保護者会など】

一年間の間には、学校に来ていただく機会が以下のように何度かありますので、多くの機会に参加いただくようお願い申し上げます。

- 運動会や学習発表会などの行事
- 学校公開
- 保護者会
- 個人面談 等

入学式で一年間の行事予定表が配布されます。

留守番をさせることが心配の場合は、「放課後子ども教室まなべー」に加入し、預けるようにご協力をお願いいたします。（1年生は6月からの加入になります。1学期中はご相談ください。）「放課後子ども教室まなべー」の案内は入学後に配布されます。

※1学期の予定

- 4月 9日（木） 入学式
- 15日（水） 給食始
- 5月 8日（金） 本クラス始
- 11日（月） 保護者会
- 16日（土） 学校公開 引き渡し訓練
- 7月17日（金） 終業式
- 21日（火）～24日（金） 個人面談

4. 1年間の費用について

学習を進めていく中で、必要な教材を購入したり代金を支払ったりします。

- 【購入するもの】・国語のドリル、国語のノート・計算ドリル、算数のノート
・音楽歌集・あさがおセット・いもほり代金・粘土セット
・道具箱・連絡帳・クリアフォルダ 等

【費用（令和7年度参考）】

1学期	約	4000円
2学期	約	4000円
3学期	約	2000円
合計	約	10000円

5. きらり教室について

(1)「特別支援教室」とは

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする発達障害等（自閉症・情緒障害・学習障害・ADHD）の児童の指導を週に数時間行う教室です。

一人一人のよさを認め、伸ばし、成長を見守りながら、自信をもって生き生きと学校生活を送るためのサポートをします。

(2)特別支援教室「きらり」

きらりは「ダイヤモンド」になるところ

きらり担当が全学級を回り、きらりはどういうところか、上記のように説明をしています。

ダイヤモンドは、原石を専門家がどのように形を整え、磨いたらよいか見立てます。その見立てをもとに、カットし磨くことで、宝石になります。

きらりは、専門の先生と一緒に、どうしたらもっと自分の力を発揮できるようになるか（＝輝く）を考え、練習する（磨く）ところです。

※入室期間は原則1年間です。

(3)「きらりの授業」について

きらりでは、児童一人一人の目標を達成させるため、以下のような指導を行います。

○きらりタイム＝社会性の向上・対人関係スキルの向上・気持ちのコントロール など
○個別指導＝「話す・聞く・書く・読む」の力や「数の概念や図形、計算等」の力 など

(4)入室申込時に必要な書類等

きらり入室をご希望の方は、担任または、きらり担当にご連絡ください。入室申込時は以下の書類が必要となります。

- ①学校生活支援シート
- ②小学校特別支援教室入室相談及び入室申込書（保護者用）
- ③発達検査結果

※①②は学校からお渡しします。③は、教育相談室や「とことこ」、医療機関等で受検してください。

お子様のことで心配なことや困っていること、入室のご質問等がありましたら、担任や特別支援コーディネーター、きらり担当にぜひご相談ください

こんなことができます

・きらり入室相談 ・家でもできるトレーニングの紹介 ・困り感に応じた学習方法の提案

※詳しくは、別紙「特別支援教室 きらり」をごらんください。

6. ことばの教室について

(1)「ことばの教室」とは

令和5年4月に開設。清瀬第六小学校への通級制の教室です。通級時の安全確保のため保護者の方の送迎が必要です。

通常の学級での学習に参加でき、発音や吃音、言語発達などの支援を必要とする児童の指導を週に1～2回個別で行う教室です。必要に応じてグループ指導も行います。

一人一人のよさを認め、伸ばし、成長を見守りながら、自信をもって生き生きと学校生活を送るためのサポートをします。

～このようなお子さまのために(一例)～

- ある音が正しく発音できない 例) さかな→たかな だ行⇄ら行 など
- 吃音の症状がある 例) 「あ、あ、あのね」「あ～のね」「……あのね」
- 言いたいことをうまくことばで表現できない
- 読み書きに苦手がある など

(2)「ことばの教室の主な学習内容」について

ことばの教室では、児童一人一人の目標を達成させるため、以下のような指導を行います。

- 舌や口の動きをなめらかにしたり、音の聞き取りをしたりしながら、発声・発音の練習をします。
- ことばの出しにくさについて一緒に考えながら、自信をもって話せるようになる指導をします。
- 日常生活と結び付いたことばの基礎的な力を育てます。
- 聞く・話す・読む・書くなどの言語面の力を伸ばします。
- 気持ちの表現や人とのやりとりなどができるように働きかけます。

(3)相談申し込みについて

心配なことや困っていること、入室のご相談等がありましたら、担任や特別支援コーディネーターにご連絡ください。

7. 入学までに

4月から小学校での生活が始まります。入学までに、次のようなことをご家庭で少しずつ練習させてください。

(1) 自分のことは自分でできるように

自分のことは自分でできる自立心のある子供は、学校生活もスムーズに自信をもって送ることができます。自分でやろうとする意欲を育てましょう。

① 身のまわりのことは、自分でできる。

- ・衣服は自分で脱ぎ着をして、たたむことができる。（ボタン、チャック等）
- ・自分の持ち物の使い方がわかり、使ったものは元に戻ることができる。
- ・自分で鼻をかむことができる。 など

② 名前をはっきり言える。

自分の名前を読んだり、ひらがなで書いたりできる。

③ 学校と家の間を、一人で往復できる。

通学路を歩きましょう。危険な場所も確認しておきましょう。

④ 自分の物と他人の物を区別できる。

持ち物や衣服には、必ずひらがなで記名し、分かるようにしてください。

⑤ おしっこや大便もできる。

和式トイレも使えるようにしておきましょう。

★学校では、体育のときの着替えもありますので、自分で脱着しやすい服装で登校するようにお願いいたします。

(2) 規則正しい生活が送れるように

健康な生活のリズムを付けることは、心身の健やかな成長のための大切な条件です。家族の協力で生活のリズムを付けましょう。

① 早寝・早起きの習慣を付けましょう。

小学校では、8時45分には授業が始まっています。頭がさえてくるのは、起きてから2時間程たってからだと言われます。

（小学生の睡眠時間は、10時間がよいとされています。）

② 朝食をしっかりととりましょう。

いつまでもだらだら食べないように心掛けましょう。人間の体は食物が体内に入ることで活動を始めます。朝食をしっかりとって、元気に学校に登校しましょう。

③ 歯磨き、洗顔、朝の排便の習慣をつけましょう。

毎朝の生活のリズムを整えて、気持ちのよい朝を迎えましょう。

④ メリハリのある生活ができるようにしましょう。

テレビやゲームは時間を決めて見るようにしましょう。宿題や学習の時間も家族で話し合い決めてください。

(3) 集団生活を上手に送るために

小学校は、幼稚園や保育園にくらべるととても大きな集団です。その集団の中に、さまざまな児童がおり、多様な人間関係をつくることができます。その関係の中で、社会生活に必要なルールを学んでいきます。

- ① 「はい」という返事がはっきりできる。
- ② 自分の要求や意志を伝えられる。
 - ・体の具合が悪いとき
 - ・トイレに行きたいとき
- ③ 話す人の目を見て話が聞ける。
- ④ わがままをせず、みんなと仲良くできる。

(4) その他に大事なこと

- ① みんなの中で静かに話を聞く。

“話を聞く”ということは学習の基本です。「聞いてもらえる」という安心感が「聞く力」を大きく育てます。お家の方と目を見て話したり、家族の中で自分の伝えたいことをはっきり言ったりすることが大事な積み重ねになります。お子様と、いろいろな話をしてみてください。

- ② 手先を使う。

字を書いたり、数を数えたりすることだけが学習ではありません。絵を描いたり、折り紙をしたり、はさみを使ったりすることも大切な学習です。手先を動かすことは、字を書く準備になるだけでなく、脳の働きをよくすることにもつながります。手先を使った作業をたくさん経験させてください。

- ☆ 鉛筆やはしは正しく持っていますか？見てあげてください。
 - 一度自己流で持ち方を覚えてしまうと、なかなか直せません。
 - 次ページを参考に、家でも練習してみてください。

えんぴつの ただしもちかた

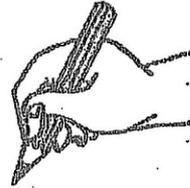
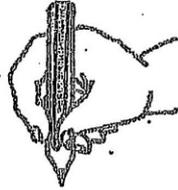
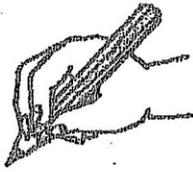
【こんなもちかたは、なおそうね】

ひとさしゆびと
なかゆびで もつ。

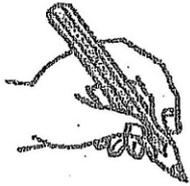
えんぴつを
たてる。

おやゆびを ひと
さしゆびの うえ
におく。

ひとさしゆび、なかゆ
び、くすりゆび、を
えんぴつに そえる。



●ひだりきさの
ひとは、みぎの
えの はんたい
だね。



けすつてあると、まじの
すこしうえをもつ。

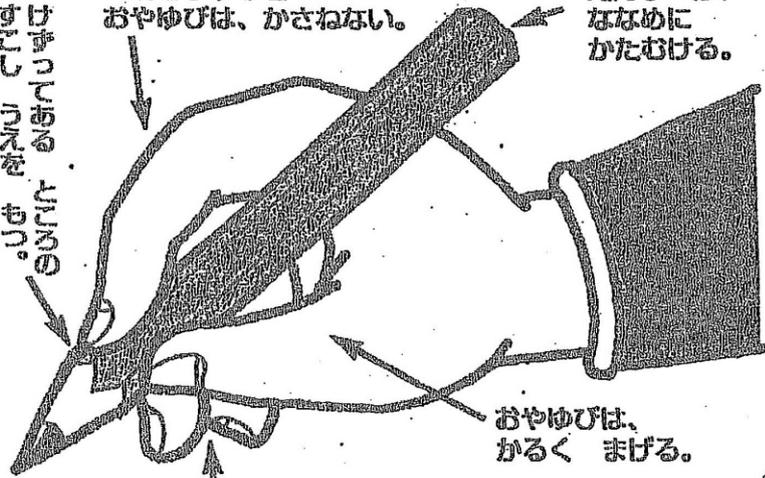
ひとさしゆびと
おやゆびは、かさねない。

えんぴつは、
ななめに
かたむける。



けま
えん
ずい
つに
つは
てち
ね。

●えんぴつが ふ
れる ところは、
ここだよ。



おやゆびは、
かるく まげる。

なかゆびと くすりゆびは、かるく まげる。

◆◆はしのもちかた◆◆

ひとさしゆびと
なかゆびを
うごかして、
ものを はさむ。

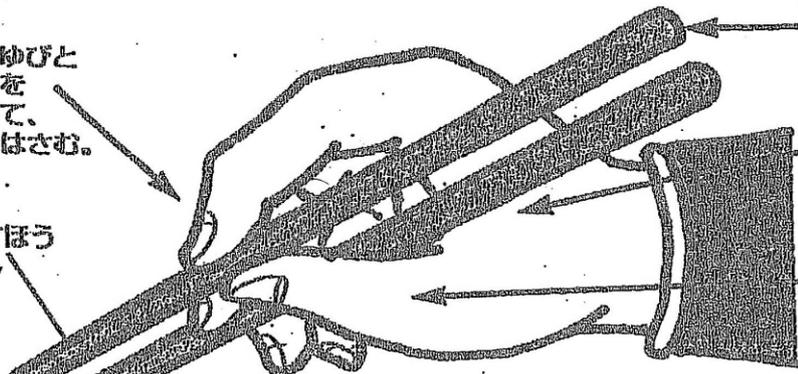
うごかすほう
の はし

うごかさない
ほうの おはし

おはしの
ながさは、
そろえる。

まんなかより
すこし さき
をもつ。

おやゆびで
かるく
おさえる。



くすりゆびで ささえる。

(5)学用品・持ち物について

- ・学用品は、使いやすく実用的なものを選んでください。
- ・すべてのものに、ひらがなで、必ず記名してください。(漢字だと、他の児童が読めません。)

①学校で配布するもの

- ・教科書(無償) ・黄色の帽子(市、青少協より) *粘土セット
 - *名札 *連絡帳 *連絡袋(プリントや連絡帳を入れる)
 - *ノート(国語・算数・自由帳) *ソフト下じき *道具箱
 - *探検ボード
- ＜*は一括購入し、後日集金します。5000円程度＞

②家庭で準備していただくもの

- ・ランドセルかランドセル型のリュック(一人分のランドセル棚のスペースは縦30cm、横21cm、奥行き32cmです。)
- ・筆箱(鉛筆固定式、シンプルなもの) ・えんぴつ(2Bを5本、赤えんぴつ1本)
- ・消しゴム(白でキャラクターなし)

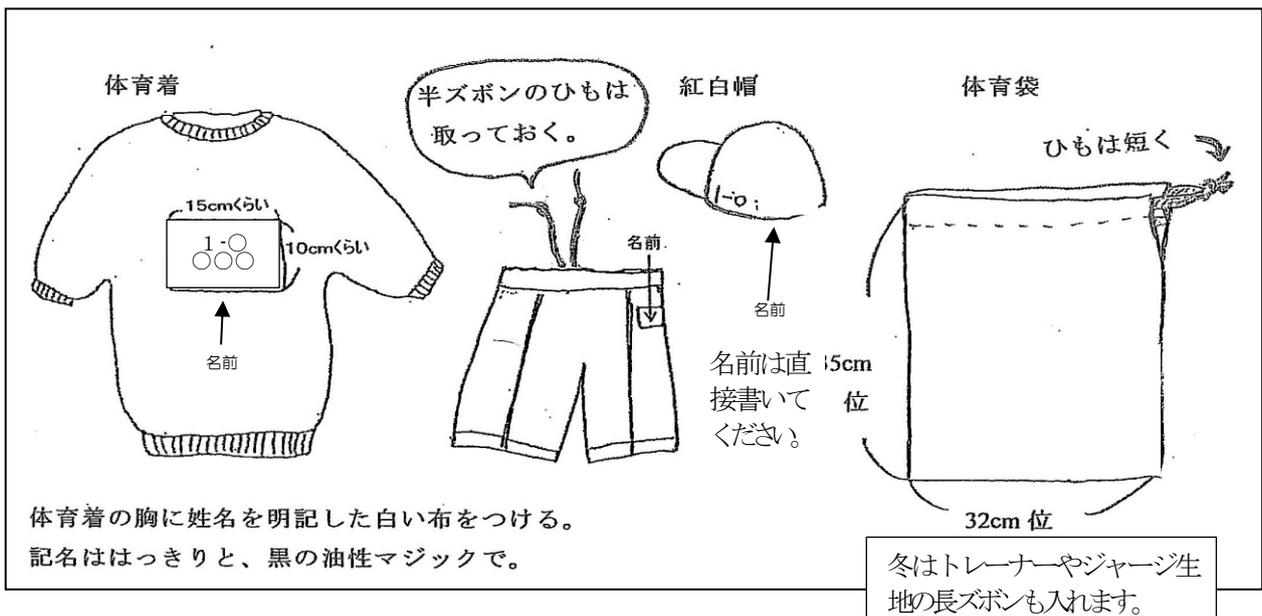
※特に、筆箱、鉛筆、消しゴム等は、学習に集中できるようにするためアニメ・マンガ等の絵がない物にしてください。

- ・色鉛筆 又は 芯だけの色鉛筆(16色以下) ・名前ペン(油性)
- ・クレヨン(16色ぐらい) ・はさみ(先がとがっていない物) ・でんぷんのり
- ・防災頭巾 ・防災頭巾カバー(椅子の背に取り付けるタイプのもがお勧めです。)



☆鍵盤ハーモニカ ☆粘土板 ☆は、第1回保護者会の際、希望の方は購入できます。

- ・体育着【白の半袖丸首シャツ 紺色の半ズボン 紅白帽(つば有り)】
- ・体育袋(体育着を入れます。冬はトレーナーやジャージ生地の長ズボンも入れます。)
- ・上ばき(体育館での体育にも使用します。)
- ・上ばき入れ【次ページの絵のような物】
- ※上ばきは、同じような形であればどこで買い求めても構いません。
- ・給食ナプキン ・口拭きタオル ・給食袋(ナプキン・口拭きタオルを入れる。)
- ・マスク5枚程度(ランドセルにいつも入っているようにしてください)
- ・手さげ袋 2つ(道具箱や図書の本などを入れる。)

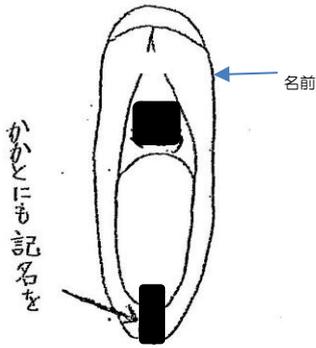


相手から見やすいように、名前を相手向きに書きます。

体育着袋や②、⑤、⑥などの袋のものは、外側から名前が見えると心配な場合には、袋を開けた内側の上の方に名前を付けていただいてもかまいません。

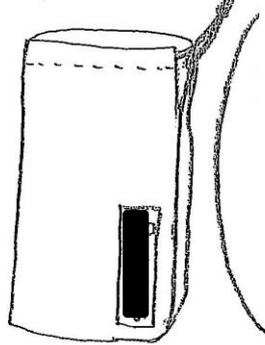
①

うわばき

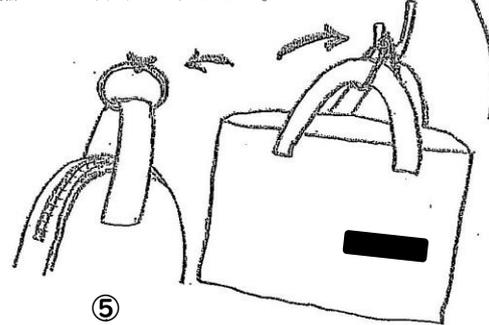


②

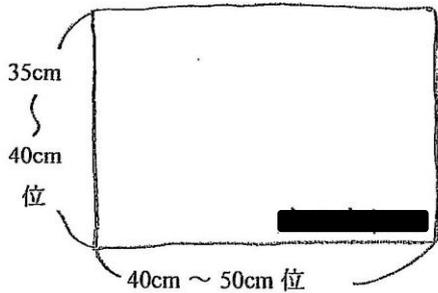
うわばき入れ



持ち手には、フックに引っかけるための、ゴム紐を輪にして付けてください。



③ ランチョンマット

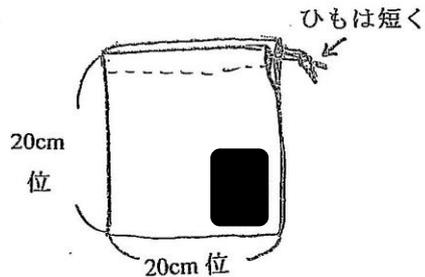


④ 口拭きタオル

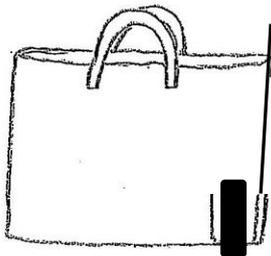


⑤

給食袋



⑥ 手提げ・図書袋 (30cm × 35cm 位)



傘立てから自分の傘を見つけやすいので、傘の記名については、下記の図のように、柄の部分をお願いいたします。

床から机のフックまでが45cmくらいです。持ち手の長さから袋の底までの長さにご注意ください。

★入学後の服装は、活動的で汚れてもよいもの、ハンカチが入れるようにポケットの付いている物を選んでください。

★外履きは動きやすい運動靴を選んでください。

傘は、ここに記名すると見つけやすい。



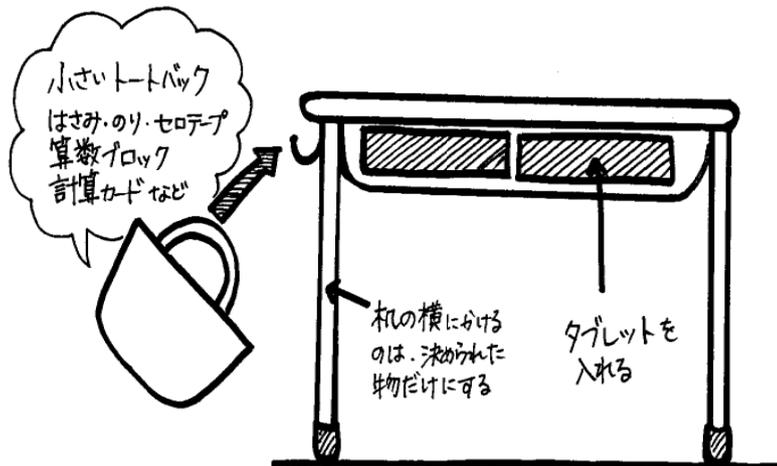
※上履きは、上記の形であれば、どこで買い求めても構いません。

※小さいトートバッグ（お弁当を入れくらいの大きさ）をご用意ください。

机の中にタブレットをしまえるように、以下のものは、小さいトートバッグ（お弁当入れくらいの大きさ）に入れて、机の横に下げておきます。

入れるもの・・・はさみ のり セロテープ 算数ブロック 計算カードなど

（算数ブロック、計算カードは担任から連絡があってから、バッグの中に入れます。それまでは、ご家庭で保管をお願いします。また、連絡があるまでに、算数ブロック、計算カードの一つ一つに記名をお願いします。）



(6)春の集団下校について

入学式の翌日からしばらくの間、集団下校をします。

そこで、お子様が下校で通学路とする方面を知るため、ランドセルにリボンを付けます。

ランドセルの左側面のベルトに付けておいてください。

ほどけやすいので、しっかり結ぶ・縫い付けるなど、落ちないように工夫してください。

通学路ごとの方面別リボンは、次のとおりです。

※学童へ行く児童は、自宅と学童両方のリボンをつけてください。登下校時に正門は使いません。

- 〈北門〉・・・・・・（赤）六建住宅方面 （緑）台田団地方面
 ※健康センター信号脇 （水色）中里団地・柿の下住宅・富士見幼稚園方面
- 〈南門〉・・・・・・（ピンク）上清戸・中清戸・水天宮方面
 ※けやき通り側 （紫）上清戸・中里・第二保育園跡方面
- 〈学童〉・・・・・・（白）清小学童保育所 （黄）八小学童保育所

ピンクコースは、下記地図★の交差点で南方面へ曲がる通学路です。

※以下の《通学路について》をご覧ください。本日、受付でお渡ししたカードに通学路に合わせたリボンの色をご記入ください。お帰りまでに受付にて、必ずカードをご提出ください。そして、リボンをお持ち帰りください。分かりにくい場合には、傍にいる教職員にお尋ねください。

※封筒に入っている『児童カード』の裏に、リボンの色の通学路に合わせて、自宅から学校までの通学路を赤線で記入します。入学式当日に、提出してください。記入漏れがないようにお願いします。

《通学路について》



※上清戸方面の方で、都道を渡って登校する方は、赤丸のところが信号なので、そこを渡る通学路を児童カードの裏面にご記入ください。



1. 保健室について

- ① 病気や学校で起きたケガの手当てなどの応急処置をします。(継続的な処置はしません)
 - ② 何か悩み事があるときなどの相談場所です。
 - ③ 健康や、体について学習できる場所です。
 - ④ 保護者の方からの健康相談や、スクールカウンセラーとの面談窓口となります。
- * 何かご質問等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

2. ご家庭にお願いしたいこと

① 毎朝の健康観察

- | | | |
|-----------------|-----------|----------|
| • 発熱の有無 | • 寝起きはよいか | • 元気はあるか |
| • 顔色はいつもと比べてどうか | | • 食欲はあるか |
| • 排便の様子はどうか 等 | | |

4月から環境が変わると、心身の疲労が出やすく、病気に対する抵抗力も弱くなります。朝起きてから学校へ送り出すまで、お子様の様子の観察をお願いいたします。また、いつもと様子が違っていたら、検温をして、無理な登校は控えてください。無理をして登校しても、1時間目から保健室で休養することになったり、また症状が悪化したり、感染症の場合は周囲の人にうつしてしまうことにもなりかねません。

★欠席、遅刻、早退の場合は、必ず学校に連絡してください。

遅刻、早退をさせる場合は、保護者の方が、教室まで付き添ってください。

② リズムのある生活

学校は、決められた時間で生活します。ご家庭でも、起床・食事・排便・就寝などのリズムを一定にすることで、学校で落ち着いて学習し意欲的に活動できることにつながります。

③ 習慣付け

- 手洗い、うがい (食事の前、トイレに行った後、外から帰ったとき等)
- 歯みがき
- ハンカチ、ティッシュを持ち歩く 等

④ 疾病の早期発見・治療

学校では、定期及び臨時に健康診断が実施されます。治療の必要がある場合には、お知らせのプリントを配布いたしますので、なるべく早く病院に行き治療を行ってください。

⑤ 学校生活管理指導表

学校生活で配慮を要する身体上のことは、担任・養護教諭に必ずお知らせください。また、慢性疾患(心臓病・腎臓病等)で定期的に治療・通院をしているや場合は、「学校生活管理指導表」を提出してください。(入学説明会後にご相談ください。)

3. 学校で病気やケガをしたとき

病気の時

保健室で休養をさせて様子をみます。休養は原則1時間とします。休養させても回復しないときは、保護者の方のお迎えをお願いいたします。その際、お電話でご連絡しますので、緊急連絡先が変更になったときは、必ず学校にお知らせください。

ケガの時

- 受診が必要と思われるとき・・・応急処置を行い、基本的に保護者の方同伴で病院に行きます。
- それ以外のとき・・・保健室で応急処置を行います。その後は、ご家庭において経過観察をし、処置をしてください。
(原則として、継続的な処置や、ご家庭でのケガの処置は行いません。)

*「打撲」や「捻挫」などの場合、ケガが発生したときはたいしたことがなくても、後から腫れたり、痛くなってきたりすることがあります。ご家庭で様子を見て場合によっては病院受診をしてください。その際、学校へ連絡をお願いします。日本スポーツ振興センターの災害共済給付が受けられます。(医療費の金額や条件によっては、受けられない場合もあります。詳しくは、『災害共済給付制度』のお知らせ』(別紙1)をご覧ください。)

4. 日本スポーツ振興センターについて

学校の管理下で発生した児童の災害(ケガ等)に対し、医療費や見舞金などの給付金が支給されます。詳しい内容については、『災害共済給付制度』のお知らせ』(別紙1)をご覧ください。*センターへの掛金全額を市が負担しているため、入学と同時に加入することをお勧めします。

5. 学校感染症(出席停止)について

児童が学校感染症に罹患、または罹患した疑いがある場合は、本人の休養と周囲への感染及び流行を防ぐため、「出席停止」(「欠席」扱いではない)になります。その際には、なるべく早く担任までご連絡ください。出席停止期間が終わり、登校される際には、「登校届」(別紙2)を保護者の方が記入し、ご提出ください。登校届は学校ホームページより印刷できます。

6. 保健資料について

既往歴や、予防接種歴、アレルギーなど学校生活の上で配慮すべき点がある場合は必ずご記入ください。また、緊急連絡先も必ずご記入ください。提出は、入学式の日(4月9日)です。

★就学時健康診断で治療が必要だった場合は、入学までに治療を済ませ、元気に小学校生活をスタートさせましょう!

別紙1

保護者の皆様へ

清瀬市教育委員会

日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせ

この災害共済給付制度は、日本スポーツ振興センターで事務の取扱いをし、学校管理下における児童・生徒の負傷などについて、健康保険法に規定する医療費に要した費用を補償し、保護者の負担を軽減しようとするものです。保険診療による医療を受けた場合、医療費総額の自己負担分と見舞金1割分が給付されます。

1 日本スポーツ振興センターへの加入

センターへの加入は、設置者(市)と日本スポーツ振興センターが契約することによって成立し、掛け金は全額清瀬市が負担しています。昨年度までは、入学と同時に全児童・生徒が加入する方法をとっていましたが、今年度からは、保護者の皆様の同意のもとに、児童・生徒が入学すると同時に加入する方法に変更いたします。つきましては、下記の同意書に御記入の上、学校へ提出してください。今年度より変更する関係上、提出は全ての学年の児童・生徒が対象となります。(翌年度からは新一年生のみ、同意書を提出していただく予定です。)

※掛け金については、昨年度まで同様、清瀬市が全額を負担します。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。

2 対象となる範囲

学校の管理下で災害に遭い医療機関にかかった場合、初診から治癒までの医療費総額(保険医療でいう10割分)が5,000円(自己負担分1,500円)以上のもの。(保険点数が合計500点以上の場合該当になります。)

- (1) 登下校時
- (2) 各教科や学校行事などの授業中、休憩時間中
- (3) 運動会、遠足等
- (4) 部活動などの課外指導中
- (5) その他校長の指示または承認によって学校にいるとき

3 受診について

現在、加入している健康保険証(3割負担)で受診してください。

親・子の医療証は原則として使用しないでください。

尚、親・子の医療証をお持ちの方で初診から治癒までの医療費総額が5,000円未満、(自己負担分が1,500円未満)の場合、公費負担分(親・子)を窓口へ請求することが出来ますので領収書は必ず保管されますようお願いいたします。(清瀬市子ども家庭部 子育て支援課助成係)

4 障害見舞金

学校管理下での災害がもとで将来回復が見込まれない場合は、その障害の程度により障害見舞金が給付されます。

5 給付金の請求・給付

学校で所定の申請書をもらい、医療機関で必要事項を記入していただき、学校に提出してください。後日、各学校の銀行口座に振り込まれ、その後、保護者にご連絡いたします。

※詳しくは、別紙の『災害共済給付制度のお知らせ』をご覧ください。

同 意 書

清瀬市教育委員会 様

清瀬市立清瀬小学校

年 組 児童生徒氏名

貴教育委員会が独立法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記の児童・生徒が加入することに同意します。

年 月 日

保護者氏名

印

「災害共済給付制度」のお知らせ

「災害共済給付制度」は、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所等（以下「学校」という。）の管理下で、児童、生徒、学生又は幼児（以下、「児童生徒等」という。）の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

給付の対象となる「学校の管理下」と災害の範囲

■学校の管理下の範囲■

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含みます)	例 各教科(科目)、保育中、特別活動中(学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等)
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合	例 登校(登園)中、下校(降園)中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所又は寄宿舎と住居との間を合理的な経路・方法で往復するとき

■災害の範囲■

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 (そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水・熱中症・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 3,770万円～82万円 〔通学(園)中の災害の場合 1,885万円～41万円〕
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円〔通学(園)中の場合 1,400万円〕
	学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円〔通学(園)中の場合 1,400万円〕

(注 見舞金については、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。)

- 1 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準として算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 2 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病室で外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 3 同一の災害の負傷又は疾病にまつての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行われ、時効によって請求権がなくなります。
- 5 災害共済給付の給付事由と同一の事由にまつて、損害賠償を受けたときは、その金額の限度にまつて、給付を行わない場合があります。
- 6 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児救済給付)を受けたときは、その限度にまつて、給付を行わない場合があります。
- 7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校・保育所等の児童生徒に係る災害にまつては、医療費の給付は行いません。
- 8 高等学校の生徒及び高等専門学校(学生)が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。
- 9 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

別紙2

保護者様

清瀬市立清瀬小学校
校長 谷口 雄磨

学校感染症の出席停止について

お子さまが、学校感染症（裏面参照）にかかった（かかっている疑いがある）場合には、学校内での感染拡大を防ぐため、また本人の余病併発予防のため、学校保健安全法施行規則により、「出席停止」となります。（「欠席」扱いにはなりません。）医師の指示に従って、必要な期間休養してください。

これらの感染症の可能性があって欠席させる場合には、あらかじめ学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いいたします。

医師により、全快または感染の恐れがないと認められ登校する際には、以下の「登校届」（出席停止解除願）を保護者が記入し、担任へご提出ください。

きりとり

清瀬小学校長様

登校届（出席停止解除願）

下記の疾患について、表記の期間加療しましたので、____月____日より登校させます。つきましては、出席停止の解除をお願いします。

病名：_____

医療機関名：_____

出席停止期間：____月____日～____月____日まで

インフルエンザの場合 発熱日____月____日、解熱日____月____日

新型コロナウイルスの場合 発症日____月____日、症状軽快日____月____日

____年____組 児童氏名

保護者氏名

～学校感染症の種類と出席停止の基準～

分類	病名	出席停止の基準	
第 1 種	(※)	治癒するまで	
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日(幼児 3 日)が経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快したあと 1 日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	同上	
第 3 種	コレラ	同上	
	細菌性赤痢	同上	
	腸管出血性大腸菌感染症	同上	
	腸チフス	同上	
	パラチフス	同上	
	流行性角結膜炎	同上	
	急性出血性結膜炎	同上	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

※第 1 種学校感染症:エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、ペスト、ジフテリア、ポリオ、SARS、
鳥インフルエンザ

給食について

毎日手洗い用の「ハンカチ」と「ランチョンマット(ナフキン)」をお持ちください。



① 学校給食とは

- ・成長期の子供たちに必要な1日あたりの栄養素量のおよそ1/3を基本とし、普通の食事の栄養バランスを考慮し、不足しがちなカルシウムやビタミンは多めに、摂りすぎている塩分は少なめに設定をしています。
- ・給食は「生きた教材」と呼ばれ、給食の時間は「学習の時間」の一環です。教科等と関連させながら、様々な「食育」に取り組んでいます。
- ・給食は北校舎1階の給食室で調理しています。

② 給食の約束と給食指導について (ご家庭でも指導をお願いします。)



～食べられるものを増やして、食事を楽しむ～

子供たちが安心して食べられるように、強制的に食べさせる指導は行いません。しかし、子供たちは食べ慣れない味付けや食べたことがない物を残す傾向があるため、“苦手なものもまずは一口からチャレンジして食べてみよう”と声かけをします。

～時間内に食べる～

給食時間は45分間ですが、準備と片付けに時間がかかるため、食べる時間は20分程です。1年生は、“集中して時間内に食べる”“自分の食べられる量がわかる”ことを目指します。

※食物アレルギー等、給食に関してご心配のある方へ※

食物アレルギー対応をご希望の方は、担任または栄養士までご連絡ください。

近年、食物アレルギーの既往がなくても発症するケースが増えていきます…!

アレルギー症状の出現は誰にでも起こり得ます。大きな事故につながる可能性がありますので、学校での突然の新規発症を防ぐためにも、食物アレルギーが疑わしい食材や食べたことのない食材については、入学前にご家庭で食べてみる等、ご協力をお願いいたします。

その他、給食に関してご不明な点がございましたら、担任・栄養士まで遠慮なくご相談ください。